

# 琉球大学学術リポジトリ

## 米国管理下の南西諸島状況雑件 沖縄関係（毒ガス問題）第一次移送(4)

メタデータ	言語: 出版者: 公開日: 2019-02-13 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: - メールアドレス: 所属:
URL	<a href="http://hdl.handle.net/20.500.12000/43780">http://hdl.handle.net/20.500.12000/43780</a>

次  
陳  
情  
表

大臣付議事  
 方  
 安全保謹課長  
 参事官  
 北米第一課長  
 毒ガス撤去、裁判权移管、コサ事件  
 その他快議、陳情等  
 (昭和45年12月29日以降接続)  
 46.1.12  
 会  
 1. 琉球政府立法院 毒ガス廃棄完全撤去快議  
 (快議1~2号)  
 2. 公土 捜査权、裁判权の回復快議  
 (快議4号)  
 3. 公工 国頭村府警察設置反対快議  
 (速)以上12月29日大臣付議事、星立法院議長より承印のもの  
 4. 北海道議会 警察权、裁判权の移管要望  
 意見書

GA-5

130 外務省

5. 沖縄市議会 毒ガス撤去意見書  
 6. 朝布市議会 コサ事件に関する快議  
 7. 千葉県印旛郡富里町議会 捜査权、裁判权の移管  
 12月3日意見書  
 8. 伸縮市議会 行政判断権に関する快議  
 8-2 公工 毒ガス撤去に関する快議  
 9. 京都府議会 米軍暴行に関する抗議33快議  
 10. 兵庫県朝来郡山東町議会 裁判权、検査权、基準の  
 撤去に関する快議  
 11. 日本弁護士会 コサ事件に関する声明  
 12. 福島県議会 裁判权移管意見書  
 13. 東京都小金井市議会 人権擁護に関する快議

GA-6

外務省

## 14 琉球大学 教授職員会 転移無罪、毒ガス撤去

## 12. 開了了抗議聲明

## 15. 兵庫県豊岡市議会 捜査权、裁判权修憲小委員会

陳悟君

---

Digitized by srujanika@gmail.com

---

For more information about the National Institute of Child Health and Human Development, please call 301-435-0911 or visit our website at [www.nichd.nih.gov](http://www.nichd.nih.gov).

---

Digitized by srujanika@gmail.com

---

[View all posts](#) | [View all categories](#)

GA-6 外務省

立 法 院 代 表 团 氏 名

議長	ホシ 星		カツ 克	(自由民主党)
議員	ナカ 中	ヤマ 山	ケン 兼	ジユン 順 ( " )
"	クワ 桑	エ 江	チヨウ 朝	コウ 幸 ( " )
"	ウエ 上	ハラ 原	ジユウ 重	ゾウ 延 ( " )
"	タイ 平	ラ 良	コウ 幸	イチ 市 (社会大衆党)
"	ナカ 伸	マツ 松	ヨウ 康	ゼン 全 (人民党)
"	キシ 岸	モト 本	トシ 利	サネ 実 (社会党)

毒ガス兵器の即時完全撤去に関する決議

決議第二号

毒ガス兵器の即時完全撤去に関する決議

琉球政府立法院は、一九七〇年十二月二十四日別紙のとおり「毒ガス兵器の即時完全撤去に関する決議」を採択した。

本土政府は、右決議に表明された沖縄県民の要求が実現されるよう、更に強力な対米折衝を行なうよう強く要請する。

右決議する。

一九七〇年十二月二十四日

琉球政府立法院

## 決議第一号

### 毒ガス兵器の即時完全撤去に関する決議

琉球政府立法院は、沖縄の毒ガス兵器を即時完全撤去するよう、再度院議をもつて要求してきた。今回、米軍当局により一万三千トンの毒ガス兵器が沖縄に貯蔵されていることが明らかにされ、そのうちわずか百五十トンのマスタードガスが近く撤去されると発表された。

米本国においてさえ反対されている毒ガス兵器を県民の知らない間にかくも多量沖縄に持ち込み長年貯蔵してきた事実に対し、県民はいまさらながら強い憤りと生命の危険を感じている。

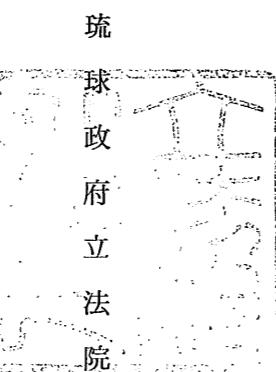
毒ガス撤去については、もはや論議の余地はなく、人類の生存にかかわる重大な問題である。いかなる理由があるにせよ、その撤去が一九七二年初めまでといわず、即時撤去するよう強く要求する。

よつて、琉球政府立法院は、沖縄県民の総意に基づき、毒ガス兵器の撤去遅延に対し、再度厳重に抗議し、県民の生命と財産の安全を保障するため、次の事項を直ちに実施し、同兵器を即時完全撤去するよう院議をもつて要求する。

- 一 毒ガス一万三千トンの移送計画の全容、安全基準を明示すること。
- 二 百五十トンのマスタードガスの撤去時期を明確にすること。
- 三 毒ガス撤去にあたって日本の専門家を立ち会わせること。

右決議する。

一九七〇年十二月二十四日



米軍人、軍属による犯罪に対する捜査権及び裁判権の民移管に関する要請決議

決議第四号

米軍人、軍属による犯罪に対する検査権及び裁判権の民移管に関する要請決議

琉球政府立法院は、一九七〇年十二月二十四日別紙のとおり「米軍人、軍属による犯罪に対する検査権及び裁判権の民移管に関する要請決議」を採択した。

本土政府は、右決議に表明された沖縄県民の要求が実現されるよう、更に強力な対米折衝を行なうよう強く要請する。

右決議する。

一九七〇年十二月二十四日

琉球政府立法院

別紙

米軍人、軍属による犯罪に対する捜査権及び裁判権の民移管に関する要請決議  
沖縄における米軍人、軍属による犯罪については、米軍の占領以来、すべて軍事裁判によつて処理されてきた。

そのため裁判に対する県民の疑惑と不信を招き、かつ、県民の人権が無視抑圧されたとして多大の非難をうけてきた。

そのさなかに、またまた、本年九月十八日糸満町で発生した米軍人による金城トヨ轢殺事件の軍事裁判の結果が無罪判決になつたことに対し、裁判のやりなおしを要求する声が高まる中で、ついに、県民の不満と怒りを爆発させたような騒動事件が去る十二月二十日コザ市内で発生したことは、われわれの深く遺憾とするところである。

われわれは、かかる事件が再び発生しないよう県民の安寧と福祉の確保に努力するものであるが、施政権者である米国政府は、その事件の背景にあるものを深く反省し、その解

決に最善の努力を傾注するとともに、次の事項をすみやかに実現するよう院議をもつて強く要求する。

- 一 米軍人、軍属による犯罪に対する捜査権及び裁判権を琉球政府に移管すること。
- 二 米軍の軍紀を厳重に肅正すること。
- 三 加害者を厳罰に処し、裁判とその記録を公開すること。
- 四 被害者に対する公正なる損害賠償を行なうこと。

右決議する。

一九七〇年十二月二十四日

国頭村実弾射撃演習場設置に関する反対決議

3

決議第六号

国頭村実弾射撃演習場設置に関する反対決議

琉球政府立法院は、一九七〇年十二月二十四日別紙のとおり「国頭村実弾射撃演習場設置に関する反対決議」を採択した。

本土政府は、右決議に表明された沖縄県民の要求が実現されるよう、更に強力な対米折衝を行なうよう強く要請する。

右決議する。

一九七〇年十二月二十四日

琉球政府立法院

別紙

国頭村実弾射撃演習場設置に関する反対決議

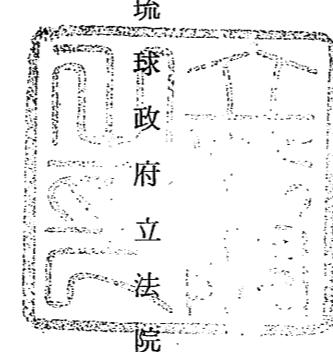
米第三海兵師団は、十二月二十一日国頭村内の六五〇・七三ヘクタール（百九十五万坪）の地域に実弾射撃場を設置する旨通告してきた。

当該地域は、楚州、我地、伊部、安田部落に近接し、実弾射撃は極めて危険である。付近住民の殆んどは山地依存の生業を営んでおり、生活に大きな不安をもたらすものである。また、沖縄経済開発に不可欠の水資源の供給地としてのダム計画に支障をきたすのみならず、すでに指定された本島唯一の鳥獣保護地域、天然自然林保護地域を壊滅にひんせしむることは明らかである。

よつて、琉球政府立法院は、ここに全県民を代表し、米軍の当該地域の実弾射撃演習場設置に反対し、その撤回を強く要求する。

右決議する。

一九七〇年十二月二十四日



北海道議会

沖繩における警察権、裁判権の移譲を求める  
要望意見書

北米才一課長



## 沖縄における警察権、裁判権の移譲を求める要望意見書

最近、沖縄において、米国軍将兵による各種犯罪が、相次いで発生しているが、その処理については、不公平、不平等の感があり、特に十二月二十日未明に起きた沖縄県民の憤激は、こうしたたび重なる軍政下の主権なき政治のあり方に対する抗議の表現である。

政府は、このような不測の事態を再び惹起させないようにすみやかに沖縄における警察権、裁判権を日本に移譲し、公平なる犯罪審判の制度を確立し、沖縄県民の正当な権利を擁護し、あわせて日本民族の誇りを守るため、米本国並びに米国軍当事者と交渉すべきことを強く要望するものである。

右地方自治法第九十九条第二項の規定により提出する。

昭和四十五年十一月二十一日

北海道議會議長

佐々木利

雄



外務大臣  
愛知摺一殿

アメリカ局長

参事官

参事官

北米支課長

名諱第 4 号

1971年1月19日

日本政府

外務大臣 愛知一殷

沖縄県名護市議会

議長 崎浜秀栄



### 毒ガス兵器の即時全面撤去を要求する決議について

みだしのことについて、1970年度名護市議会第1回定例会において、別紙のとおり決議されましたので、よろしくお取り計り下さいますようお願いします。

農林省
首常事務官
南 方
涉外 調査
漁 業
航 空
科 学 協 力
連 絡 調 整
調 査
方 ナ グ
ア ル 蘭

### 毒ガス兵器の即時全面撤去を要求する決議

アメリカ政府は、国連で使用禁止決議がなされた致死性毒ガスを沖縄に持ち込み、昨年7月知花弾薬庫における毒ガスもれ事件で20数名の米軍人が被害にあつた事件をはじめ、去る12月3日コザ市の焼却工事現場における作業員の避難さわぎ等、沖縄県民に大きな不安と衝撃を与えていた。我々沖縄県民は、反戦平和と県民の生命の完全保障の立場からこれが早期撤去を望んでおり、その撤去は一刻猶予も許されない。

米本国においては、毒ガス輸送の安全基準として、輸送速度、積載量の制限をはじめ、専門家による24時間監視、輸送期間中における地域住民の避難など万全の策が講じられている。しかるに沖縄においては、県民に対する安全対策は何一つなされず、県民は死の恐怖におびえている。このような米国政府の態度は沖縄県民を無視するものであり、我々沖縄県民はこのような軍事優先政策に強い怒りを持ち、これを許容することはできない。

よつて日米両国政府は、その責任においてつきの事項を直ちに実施し、毒ガス兵器を即時全面撤去するよう強く要す。

#### 記

- 1 毒ガス兵器を即時全面撤去すること
- 2 沖縄における毒ガス兵器の全面撤去の時期、輸送経路並びに輸送上の安全対策を明示すること。
- 3 毒ガス兵器が撤去されるまで、その安全性を確保するため、日米からなる科学者監視委員会を設置すること。

以上決議する。

1970年12月23日

沖縄県名護市議会